災害ボランティアの宿泊支援に関する協定

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会ひょうごボランタリープラザ(以下「甲」という。)と、兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内で大規模災害が発生した際に、乙の加盟施設が災害ボランティアに宿泊場所を提供し、宿泊費を割り引くこと(以下「宿泊場所の提供・割引」という。)等について定め、もって、兵庫県地域防災計画に基づく災害ボランティアへの支援を円滑に行う。

(協力要請)

- 第2条 甲は被災市町等と協議し、県内に大規模な災害が発生し、災害ボランティアセンター等が設置された場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、その構成員である旅館・ホテルに、災害ボランティアに対する宿泊場所の提供・割引の実施を要請することができる。
- 2 乙は、甲からの支援協力要請があった場合は、被災地及びその周辺地域に加盟している施設(以下「各施設」という。)に対し、災害ボランティアに対する宿泊場所の提供・割引の実施を要請するものとする。

(支援協力の内容)

- 第3条 乙から要請を受けた各施設が行う支援協力は、被災地で活動し、宿泊を要する災害ボランティアに宿泊場所の提供・割引を行うこととする。
- 2 前項により行う宿泊場所の提供・割引の実施及びその内容については、乙及 び乙の加盟施設の判断に委ねるものとする。

(要請の方法)

第4条 乙への協力の要請は、甲が期間等を記載した文書(様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口答で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙 または乙の加盟施設が負担するものとする。 (有効期間)

第6条 この協定は、協定書締結の日から1年間効力を生じるものとする。なお、 期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた場合は、 甲、乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1通を保有する。

平成 28 年 3 月 31 日

甲 神戸市中央区東川崎町1-1-3 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランタリープラザ 所 長 室 﨑 益 輝

乙 神戸市中央区下山手通7-1-30兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 田 淵 新 太 良